

ガバナンスウェブサイト利用に関するFAQ

1) 「一般スポーツ団体」とはどのような団体のことですか？

ここでは、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」([スポーツ基本法](#) 第2条第2項)のうち、以下に該当しない団体を指します。

- ・公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)及びJSPOに加盟する中央競技団体(準加盟団体を含む)
- ・公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)及びJOCに加盟する中央競技団体(準加盟団体、承認団体を含む)
- ・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(JPSA)及びJPSAに加盟する中央競技団体のうち日本パラリンピック委員会に加盟する団体

[スポーツ庁ホームページにある解説](#) もご確認ください。

2) 一般スポーツ団体は、「[スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>](#)」への遵守状況に関する自己説明・公表を必ず行う必要がありますか？

自己説明・公表は強制ではありませんが、スポーツ団体の適正なガバナンスを確保するという趣旨をご理解の上、自主的に自己説明・公表をしていただきますようお願いいたします。

3) 一般スポーツ団体が自己説明・公表を行う際、ガバナンスウェブサイトを必ず利用する必要がありますか？

ガバナンスウェブサイトの利用も強制ではありません。ガバナンスウェブサイトを利用しない場合、自団体のホームページ上で自己説明を公表することが考えられます。

ただし、スポーツ団体に対する公的支援制度への申請において、ガバナンスウェブサイトが発行される「自己説明・公表確認書」の提出が求められる場合は、ガバナンスウェブサイトで自己説明・公表していただく必要があります。

4) 法人格を有していませんが、ガバナンスウェブサイトを利用することはできますか？

法人格の有無にかかわらず、ご利用可能です。

5) ガバナンスウェブサイトの利用にあたり、料金は発生しますか？

無料でご利用いただけます。

6) ガバナンスウェブサイトの利用開始前に準備をしておくべきことはありますか？

ご利用の前に、登録が必要な団体基礎情報や自己説明の内容をお手元にご用意いただきますと、作業がスムーズになります。

7) どのような内容に関する自己説明が必要ですか？

スポーツ庁が作成した「[スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>](#)」に添付されている[セルフチェックシート](#)に基づく自己説明資料を作成・公表してください。ガバナンスウェブサイトでは、セルフチェックシートと同じ内容の設問を採用しています。

8) 既に自己説明を団体のホームページで公表していますが、改めてガバナンスウェブサイト上で自己説明・公表をする必要がありますか？

自団体のホームページ等で自己説明・公表をしている団体については、ガバナンスウェブサイトで改めて公表する必要はありません。

ただし、スポーツ団体向け公的支援制度の申請において「自己説明・公表確認書」の提出が求められている場合は、改めてガバナンスウェブサイトにおいて自己説明・公表をしていただく必要があります。

9) ガバナンスウェブサイトにおいて、中央競技団体向けのスポーツ団体ガバナンスコード を用いた自己説明・公表をすることはできますか？

ガバナンスウェブサイトは一般スポーツ団体向けのスポーツ団体ガバナンスコード に基づき作成されるため、中央競技団体向けのガバナンスコードには対応していません。ただし、一般スポーツ団体向けコードの原則6*を活用し、必要な原則に関する自己説明を作成し、公表することは可能ですので、積極的にご活用ください。

*「高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。」

10) 一般スポーツ団体が 中央競技団体向けのスポーツ団体ガバナンスコード で自己説明・公表を行っている場合、改めてガバナンスウェブサイト上で自己説明・公表をする必要がありますか？

自団体のホームページ等で、自己説明・公表をしている団体については、ガバナンスウェブサイトで改めて公表する必要はありません。

ただし、スポーツ団体向け公的支援制度の申請で「自己説明・公表確認書」の提出が求められている場合は、改めてガバナンスウェブサイトにおいて自己説明・公表をしていただく必要があります。

既に中央競技団体向けコードで自己説明・公表している場合、一般スポーツ団体向けコードの原則1～5については「原則6で説明」等と記載し、原則6において中央競技団体向けコードの各原則に基づく自己説明資料を作成・公表してください。

11) ガバナンスウェブサイト上で自己説明・公表した内容は、どこまで公表されますか？

ID登録に用いるメールアドレス等、アカウント作成等に必要な情報を除き、自己説明及び団体基礎情報の全てが公表されます。公表された内容は誰もがインターネット上で検索・閲覧することができます。

12) 現状では、スポーツ団体ガバナンスコード にある原則の全てを、直ちに遵守することができません。

スポーツ団体ガバナンスコードへの遵守状況を誠実に説明・公表することが重要です。人的・財政的な制約などから、直ちに遵守することが困難である規定や現状の取組が不十分であるとする規定がある場合、改善に向けた今後の具体的な方策や見通し、達成の目標時期を示すことが望まれます。

13) ガバナンスウェブサイトにおいて、自己説明の内容は審査されますか？

審査はありません。但し、公序良俗に反する表現・内容や、詐欺サイト等へ誘導する不適切なURL等の掲載が認められた場合、管理者により当該団体の情報公開やガバナンスウェブサイトの利用を停止します。

自己説明は、社会、国民に対して、自団体のスポーツ団体ガバナンスコードへの遵守状況を説明するものであるという認識の下、誠実に行ってください。